

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## 雇用保険の適用拡大ってなんですか？

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上  
雇用の見込み（適用要件 ※1）があれば、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。  
まず、加入するには雇用保険料を考えなければなりません。

労働者の給料・標準報酬月額＝20万の場合は、

労働者側は、 $月額20万円 \times \frac{4}{1000} = 800円$ を負担することになります。一方、事業主側は、 $月額20万円 \times \frac{4+3}{1000} = 1,400円$   
の負担になります。しかしながら、雇用保険料については、

平成31年度分までの経過措置を設けられていますので、平成32年3月までは、保険料の負担は  
労働者も事業主も支払わなくて、以下の給付が受けられます。

（雇用保険だけではなく、労災保険も加入することになります。労災の方は、免除はありませんので、  
事業主の月額労災保険料負担金は  $= 20万円 \times \frac{3}{1000} = 600円$ となります。）

今回の法改正では、

- ①高年齢求職者給付金      ②常用就職支度金      ③移転費      ④広域求職活動費      ⑤育児、介護休業給付  
⑥教育訓練給付金      が給付されます。

ところで、

先日、ある企業で、雇用保険のセミナーを開催しました。その時に従業員さんからの質問を受けた時に大変興味  
深かったことは、従業員さんは、雇用保険の教育訓練給付金の存在を知らなかったということです。

雇用保険の活用とは、失業して始めて有用になると考えている人がすべてでした。

これは、わたくし社会保険労務士として、会社のためそして従業員のためにも、雇用保険の有用性の意義をこ  
れからも説明していきたいと思いました。では、再度、高年齢被保険者について考えます。

次に、雇用保険に入る場合の手続きについてです。

例1 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※1）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資  
格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出してください。

資格取得届を会社は、従業員が被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出する。

図にかくと、図1のようになる。

平成29. 1. 1

65歳になった。

ここの時点で雇用された。



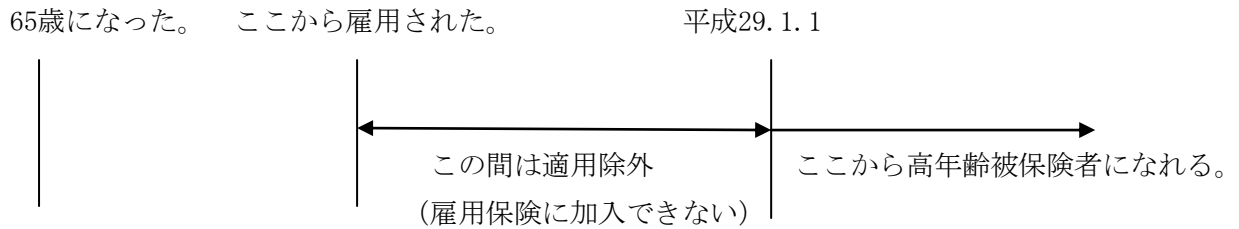
例2

平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合  
図2を参照する。

雇用保険の適用要件（※1）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。  
事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出してください。

これは、提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

図2



例3

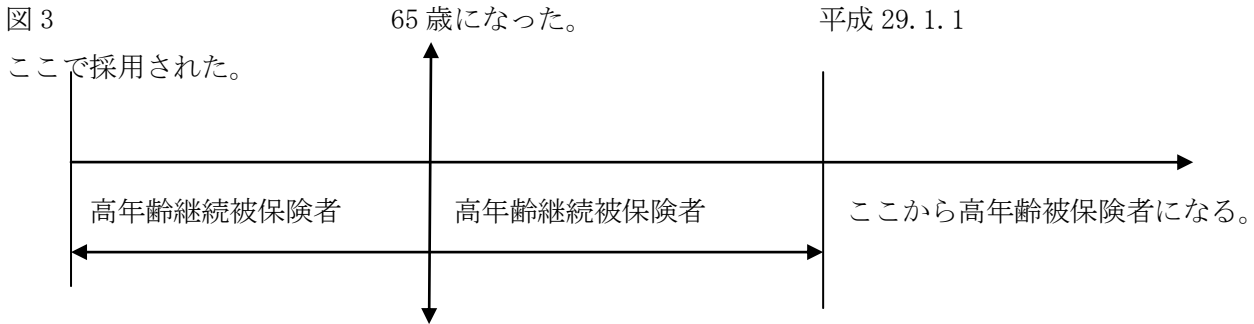
平成28年12月末時点で、旧法の高年齢継続被保険者（※2）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合 図3を参照する。

（※2）旧法では、65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者を高年齢継続被保険者という。

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

→ 自動的に高年齢被保険者となります。

図3



最後に

高年齢求職者給付金についてより詳しく記載します。

高年齢継続被保険者が失業し、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上ある場合に、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される。

（一般被保険者は、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12月以上あったとき）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
日数	30日分	50日分

参考資料

①平成28年8月1日現在の65歳以上の基本手当日額の上限額は、6,370円です。

6,370円×50日分=31万8,500円

② 一般被保険者の人が65歳未満で離職した場合で、  
被保険者期間が20年以上で離職理由が定年や自己都合等の場合、  
6,687円×150日=100万3,050円

③ 離職日が65歳未満の場合は、6,687円×90日=60万1,830円